

サポートセンター「レターケース」利用募集要項（再々募集）

令和7年度のレターケース利用について、次のとおり募集します。

項目	内容
利用対象	自主的で営利を目的としない社会に貢献する活動を行う団体
利用目的	上記の活動について、グループ内やグループ間の連絡、普通郵便物等の受取り用として利用するものとし、危険物や金品受渡し等の利用はできません。 ※施錠はできません。
利用期間	利用承認日～令和8年3月31日（火）
募集個数	254 個
募集期間	令和7年3月25日（火）～令和7年3月31日（月）9:00～21:00（来所の場合） ※郵送の場合は締切日の消印有効
申し込み方法	次の提出書類をそろえ募集期間内に来所または郵送にてお申込みください。 なお、申込みは1団体につき1個とし、複数申込みはできません。 ＜提出書類＞ - サポートセンターレターケース利用申込書 - サポートセンター利用団体整理票（新規団体のみ） - 新規団体のみ返信用封筒（110円分の切手貼付）1枚 ※表面に利用承認書の郵送先となる住所・氏名を記載 ※令和6年度と同じレターケース番号を希望する場合は不要 ＜提出方法＞ 来所の場合 9階フロントへ直接お申し込みください。 郵送の場合 提出書類を封入し、以下の送付先まで郵送してください。 〔送付先〕 〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民活動サポートセンター レターケース申込担当宛 ※利用募集要項・利用申込書はサポートセンターHPからもダウンロードできます。 施設予約システムの登録内容（団体名、代表者、連絡者）に変更がある場合は、受付時にあわせて登録事項変更手続きを行いますので、団体代表者または連絡者ご本人が、運転免許証、健康保険証などの本人確認書類を持参した上で、窓口にお越しください。
利用団体決定方法	申込数が募集個数を上回った場合は公開で抽選を、下回った場合は追加募集を行います。 ※応募状況等の募集結果は、募集締切り後にボランティアサロンへ掲示するとともに、サポートセンターHPでお知らせします。 ※抽選の有無等については、応募状況の公表とあわせて行います。
承認等結果通知	利用の承認（又は不承認）は、文書（サポートセンターレターケース利用承認書等）により通知します。【時期：整次第郵送予定】ただし、令和6年度から引き続き同じレターケース番号で承認する場合は、当該レターケースへ承認書を投函します

利用に関する留意点	レターケース利用に関する留意点 1 関係機関等からの受信について 次のとおりあて先を明記してください 【 郵便物の場合 】 〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民活動サポートセンター内 <u>レターケースNO. 〇〇〇 団体名〇〇〇〇〇</u> 【 FAXの場合 】 <u>FAX番号：045-312-1862（受信専用）</u> かながわ県民活動サポートセンター内 <u>レターケースNO. 〇〇〇 団体名〇〇〇〇〇</u> ※サポートセンターが行うのは取次のみです。内容物の照会等は各団体で責任をもって対応してください 2 取次しない郵便物とファックスについて (1) 「<u>レターケースNO.</u>」「<u>団体名</u>」が不明確なもの (2) レターケース内に入らない大きさの物 (3) 現金書留、配達証明、請求書等 (4) 9階ファクシミリに送られてきた個人情報を含む文章及び郵便物の表面に個人情報が記載されているはがき等（例：個人情報を含むイベント申込書等） 3 貴重品について レターケースに施錠はできません。不特定多数の方が開けることができますので、貴重品は入れないでください。 4 利用についての注意事項 (1) 利用承認期間は一年間です。毎年申し込み等の手続きが必要です。 (2) 内容物の紛失等についての責任は負いかねます。 (3) 来所の際は必ず、掲示板「センターからのお知らせ」やレターケース内を確認するようお願いいたします。 (4) 団体等の案内などに、かながわ県民活動サポートセンター内に事務所があると誤解を招くような表記はしないでください。（<u>レターケースを団体所在地に使用しないでください。</u>） (5) レターケースの内容物は、<u>常に内容量の80%程度に収まるよう、定期的に来館して管理してください。</u> (6) <u>新規団体には承認通知書とともに各団体の名札を配付しますのでご利用ください。</u>（名札は活動分野相互間のチラシ投函などにお役立てください。） (7) 利用者がレターケースを棄損した場合は、別途定める様式により届出等していただきます。 (8) 不要なチラシ等を回収してリサイクルできるようレターケース上に「再利用チラシ回収箱」を設置していますので、活用してください。 5 利用承認期間終了時の保管物の撤去について (1) <u>利用承認期間終了時（令和 8年3月31日）までには保管物を撤去し、原状復帰のうえ、返却してください。</u> (2) 撤去していない保管物については、新規希望者の利用機会を担保するため、レターケースから取り出し、別に定める場所に保管する場合があります。紛失・破損等について、県 は一切の責任を負いかねます。 問合せ先 かながわ県民活動サポートセンター ボランティア活動サポート課 電話 045-312-1121(代)内線 2824／ファクシミリ 045-312-4810
------------------	---